

インボイス制度

－オンライン説明会－

～ 導入編 ～

「消費税の基本的な仕組みから知りたい方へ」

国税庁軽減税率・インボイス制度対応室

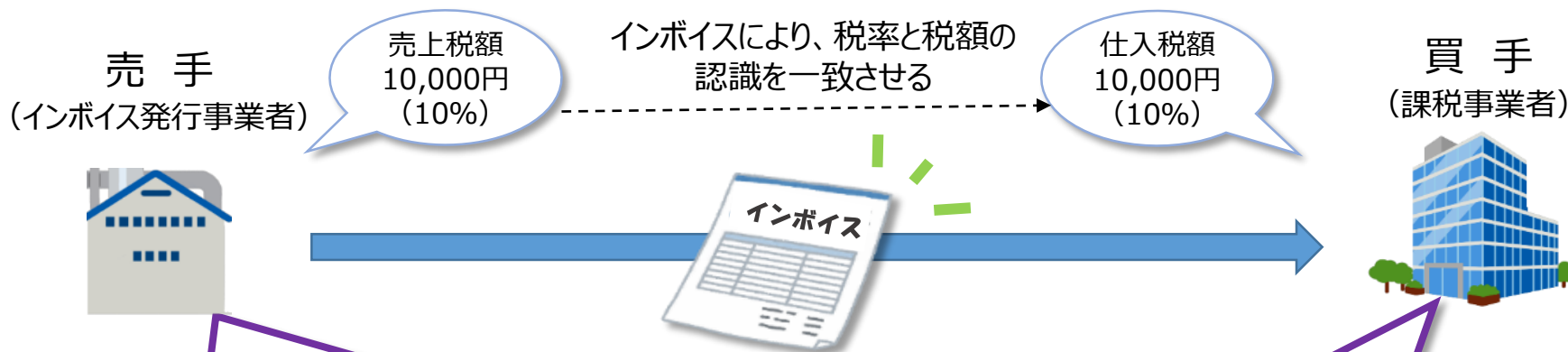
「消費税の基本的な仕組みから知りたい方へ」

こんな疑問をお持ちの方へ

- ・ インボイス制度が始まるって聞いたけど、自分にも関係があるのかな…
- ・ インボイスを交付するためには、課税事業者になる必要があるって聞いたけど、課税事業者になったらどうなるのかな…
- ・ 登録すべきか、どうやって判断すればいいのかな…
- ・ 今、免税事業者だけど、登録手続きはどうすればいいのかな…

「インボイス制度」

ポイント 1 令和5年10月1日から開始する、仕入税額控除の方式です。



ポイント 2

買手のためにインボイスを交付

- ※ 事前に登録手続きが必要
- ※ 登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要となります

ポイント 3

インボイスを保存して
仕入税額控除を適用

インボイス制度の正式名称
＝適格請求書等保存方式

○ 「インボイス制度」の疑問

消費税の基本的な仕組みから
知りたい方へ

A社



- ・ぬいぐるみ工房を経営
 - ・作ったぬいぐるみを、町の雑貨屋B社へ、販売している
 - ・これまで消費税の申告を行ったことがない（免税事業者）
- ※前々年度の課税売上げ：600万円

A社さんの売上先
（課税事業者）



B社

疑問 1

仕入税額控除ってなに？

疑問 2

当社が**登録しない**と
どうなるんだろう・・・

疑問 3

申告って、**どう計算**するの？
売上げの10%を納税
しなきゃいけないの？



疑問 4

登録を受けるかどうか
って、どう判断したらいいの？

疑問 5

インボイスって
どう作ればいいの？

まずは、消費税の仕組みから・・・

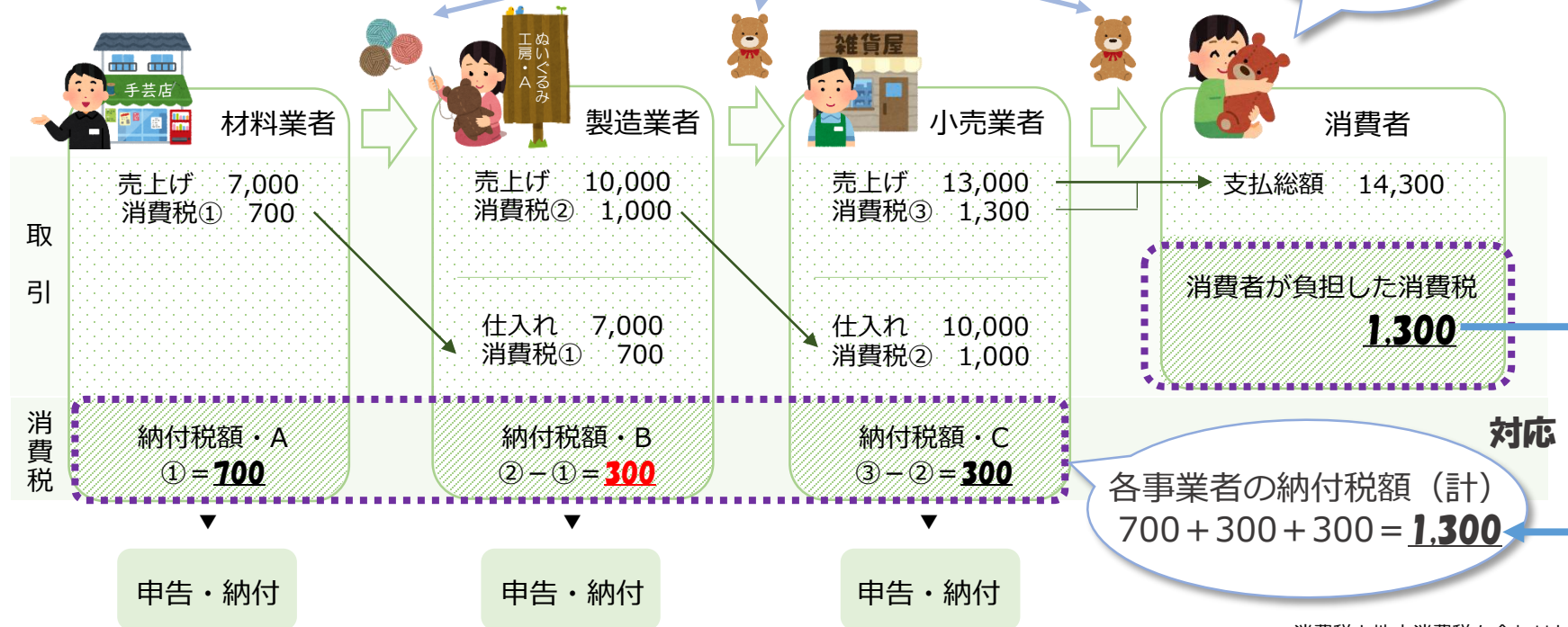
○ 消費税の基本的な仕組み

消費税の基本的な仕組みから
知りたい方へ

「消費税」の仕組み

取引に対して
課税

消費者
が負担



対応

各事業者の納付税額 (計)
700 + 300 + 300 = **1,300**

消費税と地方消費税を合わせた
税率 (10%) で計算しています。
(単位: 円)

事業者が
申告・納付

申告・納付が必要な事業者は？

○ 消費税の基本的な仕組み

消費税の基本的な仕組みから
知りたい方へ

申告・納付が必要な事業者

例：個人事業者や12月末決算の法人（事業年度1年）

【課税期間】

納付する消費税額の計算の基礎となる期間
原則、個人事業者は暦年、法人は事業年度

【基準期間】

原則、個人事業者は課税期間の前々年、
法人は前々事業年度

前々年の課税
売上高で判断

X1.1.1～X1.12.31
(基準期間)

X2.1.1～
X2.12.31

X3.1.1～X3.12.31
(課税期間)

ポイント

消費税の
申告及び納付
を行う必要

1,000万円超

課税事業者

1,000万円以下

免税事業者

届出書
提出

選択可能

前々年度の売上、
600万円でした！

納付する消費税って、
具体的にどうやって計算するの？

○ 消費税の基本的な仕組み（仕入税額控除）

消費税の基本的な仕組みから
知りたい方へ

計算方法

- ・商品の販売
- ・サービスの提供
など

- ・商品の仕入れ代金
- ・外注費
- ・事務所の家賃
など

※ 消費税額は、
税率ごとに区分
して計算する
必要があります。

$$\begin{array}{ccccc} \text{売上げの消費税額} & \text{マイナス} & \text{仕入れや経費の消費税額} & = & \text{納付する税額} \\ \text{(売上税額)} & & \text{(仕入税額)} & & \text{(納付税額)} \end{array}$$



疑問！

仕入税額控除ってなに？

ポイント

差し引く計算が
仕入税額控除

ただし…

仕入税額控除には **請求書等**
と帳簿の保存が必要

令和5年
9月まで

現行

区分記載請求書

事業者（免税事業者
含む）が交付するもの

令和5年
10月以降

インボイス
制度後

インボイス

登録を受けたインボイス
発行事業者（課税事業者）
が交付するもの



「インボイス」を
交付するには登録が
必要なんです！

○ 登録しない場合の取引先への影響

消費税の基本的な仕組みから
知りたい方へ

疑問 2

当社が**登録しないと**
どうなるんだろう・・・

登録をしないと、
売上先（B社）にインボイスを交付できない
そして、売上先（B社）は、インボイスがなければ
仕入税額控除ができない
ということは…

インボイス
制度後



仕入先
(材料業者)



7,700円

うち10%相当分※
①700円

※ 取引対価×10/110



A社 当社
(製造業者)



11,000円

うち10%相当分※
②1,000円



B社 売上先
(小売業者)



14,300円

うち10%相当分※
③1,300円

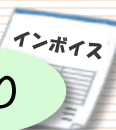


(消費者)



B社 の納付税額

あり



$$\textcircled{3} 1,300\text{円} - \textcircled{2} 1,000\text{円} = 300\text{円}$$

売上税額 仕入税額 納付税額

これまで
とおり

ポイント

当社（売手）がインボイスを交付した場合
と比べ、**売上先（買手）の納付税額
が大きく**計算されます※

※ 一定期間、経過措置が設けられています（10ページ参照）

なし

$$\textcircled{3} 1,300\text{円} - \textcircled{2} 0\text{円} = 1,300\text{円}$$

売上税額 仕入税額 納付税額

② 控除不可

登録したら、
申告が必要なんですよ・・・



○ 登録して課税事業者となった場合

消費税の基本的な仕組みから
知りたい方へ

疑問 3

申告って、**どう計算**するの？
売上の10%を納税
しなきゃいけないの？

課税事業者になったとしても、
インボイスを保存し、仕入税額控除を行えば…



仕入先
(材料業者)

7,700円
〔うち10%相当分※〕
①700円
※ 取引対価×10/110



A社 当社
(製造業者)

11,000円
〔うち10%相当分※〕
②1,000円



B社 売上先
(小売業者)

14,300円
〔うち10%相当分※〕
③1,300円



(消費者)

インボイス
制度後



A社 の納付税額

② 1,000円 売上税額
① 700円 仕入税額
= 300円 納付税額

控除可

ポイント

納付税額は、売上の10%ではなく、
仕入税額控除後の金額です※

※ 帳簿とインボイスの保存が必要です

+

一定の場合、簡易課税制度を適用する
ことができます

簡易課税制度って
どんな制度だろう・・・



▶ 簡易課税制度を選択した場合の計算方法

ポイント

2

インボイスは
保存不要

※ 消費税額は、
税率ごとに区分
して計算する
必要があります。

$$\text{売上げの消費税額} \overset{\text{マイナス}}{-} \text{仕入れや経費の消費税額} = \text{納付する税額}$$

ポイント

1

売上税額が分かれば
納付税額の計算が可能

$$\text{売上げの消費税額} \times \text{みなし仕入率}$$

みなし仕入率は
業種ごとに
決められている

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種	卸売業	90%
第二種	小売業、農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業）	80%
第三種	農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業を除く。）、鉱業、建設業、製造業（製造小売業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業	70%
第四種	第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業、第六種事業以外の事業（飲食店業等）	60%
第五種	運輸通信業、金融業及び保険業、サービス業（飲食店業に該当する事業を除く。）	50%
第六種	不動産業	40%

○ 簡易課税制度

消費税の基本的な仕組みから
知りたい方へ

A社さんの
ケース

ぬいぐるみ
製造業

A社

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第三種	製造業等	70%

ステップ1

$$\begin{array}{rcl} 1,000\text{円} & \times & 70\% \\ \text{売上税額} & \text{みなし仕入率} & \text{仕入税額} \end{array} = 700\text{円}$$

ステップ2

$$\begin{array}{rcl} 1,000\text{円} & - & 700\text{円} \\ \text{売上税額} & \text{仕入税額} & \text{納付税額} \end{array} = 300\text{円}$$

ポイント

簡易課税制度では、**事務負担の軽減※**を図ることができます

※ 消費税の申告に際して、**仕入れや経費の消費税額の実額計算やインボイスの保存は不要**です

留意事項

令和5年度税制改正の大綱（閣議決定・抜粋）

適格請求書発行事業者の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる場合には、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額は、当該課税標準額に対する消費税額に8割を乗じた額とすることにより、納付税額を当該課税標準額に対する消費税額の2割とすることができることとする。

ただし… 簡易課税制度を選択する場合の留意点

- 簡易課税制度の適用には、①消費税簡易課税制度選択届出書を事前に提出すること、②基準期間の課税売上高が5,000万円以下であることが必要です ※①の届出書の提出については、12ページ参照
- 簡易課税制度を選択すると…
 - 簡易課税制度を適用せず計算すれば還付となる場合でも、還付を受けることはできません
 - 最低でも2年間の継続適用が必要です



疑問 4

登録を受けるかどうか、どう判断したらいいの？

売上先（買手）からインボイスの交付を求められるか、検討・確認をしてみましょう

- **課税事業者**である売上先は、仕入税額控除のため、あなたが交付するインボイスが**必要**です
- 課税事業者であっても**簡易課税制度を選択**している売上先は、インボイスが**不要**です
- **消費者、免税事業者**である売上先は、インボイスが**不要**です

登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう

- 登録を受けた場合は、インボイスが交付でき、課税事業者として消費税の申告が必要です
- 登録を受けない場合は、インボイスを交付できませんが、課税事業者となる必要はありません
なお、売上先は、経過措置期間は仕入税額の一部が控除できます
（経過措置終了後は控除できません）
（インボイスに該当しない請求書等は交付ができます）
- 必要に応じて、取引先（売上先や仕入先）と価格を含めた取引条件の見直しを相談するなども検討しましょう
また、逆に、取引先から相談を受ける場合もあり得ます

◆ **登録を受けるかどうかは事業者の任意です**

仕入税額控除に関する経過措置（インボイス発行事業者以外の者からの仕入れについて）

制度開始後**6年間**は、仕入税額の**一定割合を控除できます**（請求書の保存など、要件があります）

【令和5年10月～令和8年9月】80%

【令和8年10月～令和11年9月】50%

参考

免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方については、関係省庁連名で、令和4年1月19日付「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A」（財務省・公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省）が公表されていますので、参考にしてください



○ インボイス発行事業者となる場合（インボイスの作り方）

消費税の基本的な仕組みから
知りたい方へ



疑問 5

インボイスって
どう作ればいいの？

ポイント

「インボイス」という名称の書類を新たに作成する必要はなく、**現在の請求書や領収書等に不足する項目を追加するイメージ**です

～ 請求書の対応例 ～

① 交付先の相手方
（売上先）の
氏名又は名称

② 取引年月日

③ 税率ごとに区分して
合計した対価の額及び
適用税率

請求書		
(株)〇〇 御中		▲▲▲▲(株) 登録番号T1234...
日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,000円
11/1	豚肉 ※	10,000円
11/15	割りばし	1,000円
11/29	タオルセット	2,000円
		※ 軽減税率対象
8%対象 15,000円		消費税1,200円
10%対象 3,000円		消費税 300円

※ **下線部**は、特に注意する項目です

※ 登録番号は、登録後に税務署から通知
される番号です

④ 売手（当社）の氏名
又は名称及び**登録番号**

⑤ 取引内容
（軽減税率の対象品目
である旨）

⑥ **税率ごとに区分
した消費税額**

- ▶ 様式の定めはなく、また手書きであっても、**上記（①から⑥）の記載事項を満たしたものである**インボイスになります（請求書に限られません）
- ▶ 現在売上先に交付している**全ての書類をインボイスに対応する必要はありません**
どの書類を**インボイスとするか**、売上先とも相談しながら**準備を進めましょう**
- ▶ **売上先が「仕入明細書」などの形で作成する書類も該当します**

▶ 免税事業者の登録申請手続

ポイント

- インボイス発行事業者の登録を受けようとする場合には、「適格請求書発行事業者の登録申請書」（登録申請書）を提出する必要があります（「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません）

なお、令和5年9月30日までに提出すれば、令和5年10月1日に登録されることとなりますが、登録通知が届くまで一定の期間を要することとなりますので、登録を受けることをお決めの方は早めの申請をおすすめします。

※ 令和5年10月1日から登録を受けようとする場合、令和5年9月30日は土曜日ですが、登録申請書の提出期間は延長されません。（郵送による提出の場合、令和5年9月30日の通信日付印があるものまで）

特設サイト
申請手続

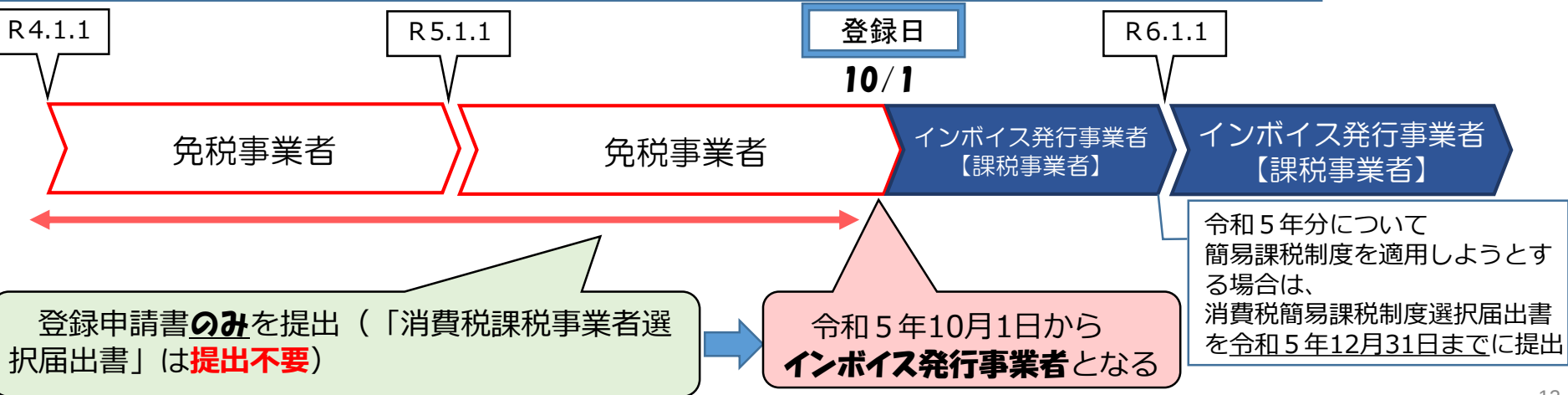


- 登録を受けると課税事業者となります。この場合、令和5年10月1日を含む課税期間については、登録日である令和5年10月1日以後の課税資産の譲渡等について、消費税の申告が必要となります
- この場合、制度開始当初から簡易課税制度を適用しようとする場合は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を令和5年10月1日を含む課税期間の末日まで※に提出する必要があります

※ 個人事業者の場合は、令和5年12月31日まで

※ 課税期間の末日が土・日曜日・祝日等に当たる場合でも、消費税簡易課税制度選択届出書の提出期間は延長されません（適用しようとする課税期間の末日までに提出する必要があります）

《スケジュールイメージ》 個人事業者の例（令和5年10月1日からインボイス発行事業者となる場合）



○ インボイス発行事業者となる場合 (e-Tax)

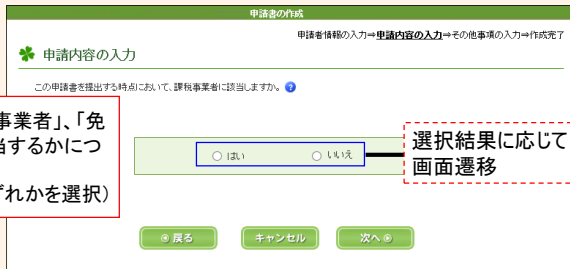
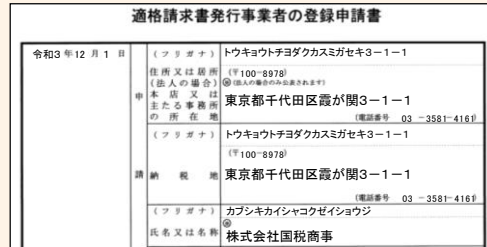
消費税の基本的な仕組みから
知りたい方へ

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！！

- ◆ 個人事業者の方は、スマートフォンからでも申請できます
- ◆ 詳しくは、インボイス制度特設サイトの「申請手続」ページをご覧ください
- ※ e-Taxを利用した登録申請手続には、電子証明書（マイナンバーカード等）が必要です

申請手続



ソフトウェア	e-Taxソフト(WEB版) 	e-Taxソフト(SP版) 	e-Taxソフト 
電子証明書	必要		
ダウンロード	不要		必要
利用端末	パソコン	スマートフォン・タブレット	パソコン
作成形式	問答形式 (画面イメージはe-Taxソフト(WEB版)のもの) 画面に表示された質問に回答し、入力するイメージ 		帳票形式 書面と同様に各項目に入力するイメージ 
利用可能者	法人・個人事業者	個人事業者のみ(※)	法人・個人事業者
代理送信	可能	不可	可能

※ 個人の国外事業者の方は、e-Taxソフト(WEB版)若しくはe-Taxソフトをご利用ください。

○ 本日の説明のまとめ

消費税の基本的な仕組みから
知りたい方へ

インボイス制度
とは？



P1

令和5年10月1日から開始する、仕入税額控除の方式です



仕入税額控除とは？



P5

売上げの消費税額 ^{マイナス} 仕入れや経費の消費税額 = 納付する税額
(売上税額) (仕入税額) (納付税額)

差し引く計算が
仕入税額控除

仕入税額控除には
インボイスの保存が必要

当社が登録を受け
ない場合は？



P6

売上先において、仕入税額控除ができず納付する消費税額が変わることがあります。

登録を受けるか
どうかの判断は？



P10

売上先の状況（インボイスを必要としているか）や、自身の事業内容（課税事業者となる場合とならない場合のそれぞれの影響など）をふまえ、検討してみましょう
登録は、任意です

登録する場合は？



P11

~ P13

今発行している書類（納品書や請求書、領収書など）を確認し、インボイスとして記載事項を満たす方法を検討しましょう
また、登録申請手続きを進めましょう
(簡易課税制度を選択する場合は、届出が必要です)



P8
P9

○ 補助金のご案内

消費税の基本的な仕組みから
知りたい方へ

○ IT導入補助金

(サービス等生産性向上IT導入支援事業)



生産性向上を目指す皆様へ

令和4年12月
時点版

「IT導入補助金」でIT導入・DX (デジタルトランスフォーメーション)
による生産性向上を支援!

- ❑ 業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入費用を支援!
- ❑ **インボイス対応に活用可能!** 安価なITツールの導入でも利用可能!
- ❑ **補助額は最大450万円/者、補助率は1/2~3/4!**

通常枠

- ・生産性の向上に資するITツールの導入費用を支援します。
- ・補助下限額を引き下げ、クラウド利用料の対象期間を延ばします(最大2年間)。

デジタル化基盤導入類型

- ・インボイス制度への対応も見据え、会計・受発注・決済・ECソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援します。
- ・令和4年度第2次補正予算より、安価なITツール導入も支援すべく、補助下限額を撤廃します。

複数社連携IT導入類型

- ・複数の中小企業・小規模事業者等が連携して地域DXの実現や生産性向上を図る取組を支援します。コーディネーター費・専門家謝金も対象です。

セキュリティ対策推進枠

- ・独立行政法人 情報処理推進機構 (IPA) が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているセキュリティサービスの利用料を支援します。

※詳細は裏面をご確認ください。

令和4年度第2次補正予算で中小機構に措置

○ 小規模事業者持続化補助金



令和4年12月時点

地域を支える小規模事業者等の皆様へ

「小規模事業者持続化補助金」
が拡充されます

持続化補助金で販路開拓!!

【事業目的】

小規模事業者*等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓を支援

※ 常時使用する従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、それ以外の業種の場合20人以下である事業者

【補助上額】

50~200万円

⇒ 令和4年度第2次補正予算より、免税事業者からインボイス発行事業者に転換する場合、一律に50万円の補助上限上乗せを行います。
(最大250万円) (詳細は、裏面をご確認ください)

【補助率】

2/3 (賃金引上げに取り組む事業者のうち、赤字事業者は3/4)

【補助対象】

店舗改装、広告掲載、展示会出展費用など

令和4年度第2次補正予算で中小機構に措置

詳細は、それぞれのホームページをご覧ください



経済産業省



インボイス制度の概要について説明しています。【約40分】
「適格請求書等保存方式の概要ーインボイス制度の理解のためにー」
(パンフレット)の基本的な部分を中心に説明しています。



＼ こんな疑問をお持ちの方に ／

- ▶ インボイス制度ってなんだろう。
- ▶ インボイス制度が開始されると何が変わるのかな。

- ▶ 今のうちに準備しておかないといけなことは何かな。
- ▶ 消費税の申告をしたことがないけど、関係があるのかな。
- ▶ 何か手続きしなければいけないのかな。

○パンフレット

－ インボイス制度の理解のために －

令和5年10月1日
消費税の仕入税額控除の方式は
適格請求書等保存方式に

 国 税 庁
この社会あなたの税がいきている
(令和4年7月)

適格請求書等保存方式 の概要

ーインボイス制度の 理解のためにー

- ▶ インボイス制度の全体像について知りたい方
- ▶ インボイス対応の具体例を簡単に確認したい方

消費税 の あらし

令和4年6月
国税庁



令和3年10月1日から、「選格請求書発行事業者の登録申請書

※ 令和5年10月1日に開始される「選考請求書等保存方式」(イ)

詳しくは、P69以降をご参照ください。

○ インボイス制度に関する一般的な電話相談は、軽減・インボイス（消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター）で受け付け

○ 税務相談チャットボット(インボイス制度)も公開しています
 税務相談チャットボット(インボイス制度)も公開しています。AI(人工知能)が自動で解答します。お気軽にご利用ください。

[illegible]

消費税のあらまし

- ▶ 消費税の基本について
詳しく知りたい方
- ▶ 一般課税・簡易課税について
詳しく知りたい方

インボイス制度に関するお問合せ先

インボイス制度に関するお問い合わせ先

○ 税務相談チャットボット（インボイス制度）

ご質問内容をメニューから選択するか、文字で入力いただくと、AI（人工知能）を活用して、「税務職員ふたば」が自動でお答えします。
上記「インボイス制度特設サイト」からもご利用いただけます。

チャットボットのご利用はこちらから



税務職員ふたば

○ インボイスコールセンター（インボイス制度電話相談センター）

専用ダイヤル 0120-205-553（無料） 【受付時間】 9：00～17：00（土日祝除く。）
インボイス制度及び軽減税率制度に関する一般的なご質問を受け付けています。

※ 個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認する必要のある相談）を希望される方は、所轄の税務署への電話（音声ガイダンスに沿って「2」を押してください。）により、面接日時等をご予約いただくようお願いいたします。

○ インボイス制度についてさらに詳しくお知りになりたい方は、国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください（インボイス制度に関する取扱通達やQ&Aなどを掲載しています。）。

インボイス制度特設サイトへ



※ インボイスQ&A…「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A（平成30年6月）（令和4年11月改訂）](#)」

※ 消費税の一般的な事柄及び手続については、「[消費税のあらまし](#)」等をご覧ください。

事務負担軽減?
補助金も?

税負担軽減?

インボイス制度、 支援措置があるって本当!?



本当です! そのための税制改正(案)が閣議決定されています。
また、令和4年度補正予算で各種補助金が拡充されました。

免税事業者から課税事業者になる方へ

- 納税額が売上税額の2割に軽減?
- インボイスの登録で補助金が50万円上乘せ?
- 登録申請、4月以降でも大丈夫?

既に課税事業者の方も

- 会計ソフトに補助金?
- 少額取引はインボイス不要って?
- 少額な値引き・返品は対応不要?

小規模事業者向け 納税額が売上税額の2割に軽減?

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、
売上税額の2割を納税額とすることが出来ます!

- 対象になる方** 免税事業者からインボイス発行事業者になった方(2年前(基準期間)の課税売上1000万円
以下等の要件を満たす方)
- 対象となる期間** 令和5年10月1日~令和8年9月30日を含む課税期間
※個人事業者は、令和5年10~12月の申告から令和8年分の申告まで対象

事例 売上700万円(税額70万円)※サービス業
経費150万円(税額15万円)

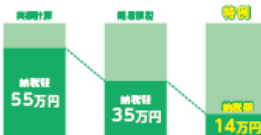
売上・収入を把握するだけで
申告でき、経費等の集計は不要!
事前の届出も不要!



実額計算の場合▶
70万円 - 15万円 = 55万円

簡易課税の場合▶
70万円 - 35万円* = 35万円
※70万円×50%(サービス業のみなし仕入率)

特例の場合▶ **70万円 × 2割 = 14万円**



消費税の申告を行うためには、通常、経費等の集計やインボイスの保存などが必要となりますが、この特例
を適用すれば、所得税・法人税の申告で必要となる売上・収入を税率毎(8%・10%)に把握するだけで、
簡単に申告書が作成できるようになります!
また、事前の届出も不要で、申告時に適用するかどうかの選択が可能です!

補助金の拡充や事務負担の軽減措置は裏面へ

財務省

小規模事業者向け インボイスの登録で補助金が50万円上乘せ?

持続化補助金について、免税事業者がインボイス発行事業者に登録した場合、
補助上限額が一律50万円加算されます!

- 対象** 小規模事業者
- 補助上限** 50~200万円(補助率2/3以内)※一部の業種は3/4以内
▶ **100~250万円(インボイス発行事業者の登録で50万円プラス)**
- 補助対象** 税理士相談費用、機械装置導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費等



財務省ホームページへ
(税制改正案の内容)

中小事業者向け 会計ソフトに補助金?

IT導入補助金について、安価な会計ソフトも対象となるよう、補助下限額が撤廃されました!

- 対象** 中小企業・小規模事業者等
- 補助額** ITツール ▶ ~50万円(補助率3/4以内)、50~350万円(補助率2/3以内) ※下限額を撤廃
PC・タブレット等 ▶ ~10万円(補助率1/2以内) レジ・販売機等 ▶ ~20万円(補助率1/2以内)
- 補助対象** ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア購入費等



中小事業者向け 少額取引はインボイス不要って?

1万円未満の課税仕入れ(経費等)について、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで
仕入税額控除ができるようになります!

- 対象になる方** 2年前(基準期間)の課税売上が1億円以下
または1年前の上半期(個人は1~6月)の
課税売上が5千万円以下の方
- 対象となる期間** 令和5年10月1日~令和11年9月30日



すべての方が対象 少額な値引き・返品は対応不要?

1万円未満の値引きや返品等について、返還インボイスを交付する必要がなくなります!
振込手数料分を値引処理する場合も対象です!

- 対象になる方** すべての方
- 対象となる期間** 適用期限はありません。



すべての方が対象 登録申請、4月以降でも大丈夫?



大丈夫です!4月以降の申請でも制度開始時に登録が可能です!

詳しくはこちらまで



※その他インボイス制度の一般的なご質問やご相談は、インボイスコールセンターまで

0120-205-553 フリーダイヤル(無料)

受付時間 9:00から17:00(土日祝除く)

※個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いいたします。

詳細は、財務省のホームページをご覧ください